○ストーカー事案及び配偶者暴力事案被害者等の一時避難場所確保に係る費用負担実施要領

平成27年３月31日

子対第３２９号

警察本部長

ストーカー事案及び配偶者暴力事案被害者等の一時避難場所確保に係る費用負担実施要領の制定について（通達）

ストーカー事案及び配偶者暴力事案の被害者等に対して、一時避難場所の確保を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成27年４月１日から実施するので、適正な運用に努められたい。

別添

ストーカー事案及び配偶者暴力事案被害者等の一時避難場所確保に係る費用負担実施要領

１　目的

この要領は、ストーカー事案、配偶者暴力事案及びその他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案（以下「ストーカー事案等」という。）への対応に当たっては、その危険性又は切迫性に応じて、被害者及びその親族並びにその他被害関係者（以下「被害者等」という。）の生命及び身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要があることから、自ら避難場所（公的施設、親類宅、知人宅等を含む。以下同じ。）を確保することが困難な被害者等に対し、一時避難場所を確保するために要する費用について公費負担を行う措置（以下「一時避難措置」という。）を講じることにより、被害者等の安全の確保並びにその精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

２　一時避難措置の対象者

ストーカー事案等の被害者等で、危害が加えられる危険性又は切迫性が高く、自ら避難場所を確保することが困難であると認められる者を対象とする。ただし、被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していることその他の事情から判断して、被害者等を一時避難措置の対象とすることが社会通念上適切でないと認める場合は、この限りではない。

３　運用手続

(1)　要否の決定

被害者等からストーカー事案等の相談を受けた所属長（以下「一時避難受理所属長」という。）は、前記２に規定する一時避難措置の対象者に該当するか確認し、その必要性を判断するとともに、当該被害者等に本制度を説明し、意思の確認をした上で、一時避難措置費用の支出を決定すること。

(2)　宿泊施設の確保及び協力依頼

一時避難受理所属長は、一時避難措置費用の支出を決定したときは、直ちに被害者等の一時避難先として利用するホテル等の宿泊施設を選定の上、速やかに当該被害者等に教示するとともに、当該宿泊施設の担当者に対しては、費用を公費で負担することを説明の上、宿泊費請求書（人対）（別記様式第１）による宿泊費の請求を依頼し、被害者等に係る保秘について協力を依頼すること。

(3)　宿泊できる期間

原則として１泊とする。ただし、被害者等の当面の避難場所の確保等、被害者等の安全確保に係る措置に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(4)　支出できる費用

支出できる費用は、宿泊施設における宿泊のみに要する費用（サービス料及び駐車料金を含み、食事代、通信費及び有料施設の利用料を除く。）とする。

(5)　請求方法

一時避難受理所属長は、宿泊施設から提出された宿泊費請求書（人対）を、速やかに総務部財務局会計課長に送付すること。

４　実施報告

一時避難措置を実施した場合は、直ちに一時避難措置実施報告書（別記様式第２）により生活安全部人身安全対策課長を経て報告すること。

５　運用上の留意事項

(1)　本制度は、例えば加害者を検挙するまでの間等、被害者等の安全を確保するために緊急一時的に被害者等を避難させる必要がある場合で、自ら避難場所を確保できないときの措置であることから、避難場所の確保が可能な場合は、これらの利用を優先させること。ただし、親類宅、知人宅等が加害者に把握されており、再被害に遭うおそれがあるなどの事情から、避難場所として適さない場合は、この限りでない。

(2)　利用する宿泊施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難措置に適した施設を選定すること。

(3)　宿泊施設への送迎については、警察職員が確実に行い、被害者等に対しては、宿泊施設から不必要な外出は控えるよう教示すること。

(4)　費用の支払は口座振替となるので、宿泊施設に対して宿泊を依頼する際に、口座振替が可能であるかを確認すること。

実施日

この通達は、平成27年４月１日から実施する。

実施日（平成30年３月28日務第792号）

この通達は、平成30年４月１日から実施する。

実施日（令和３年３月31日人対第255号）

この通達は、令和３年４月１日から実施する。

実施日（令和３年６月28日会第437号）

１　この通達は、令和３年７月１日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和８年１月30日広報第39号）

この通達は、令和８年２月２日から実施する。

【様式省略】